

第 27 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 6 月 23 日（水）午後 1 時 00 分～午後 3 時 38 分
場 所 津センターパレス 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、渡邊悌爾委員、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。随分暑くなってまいりました。今日は 27 回目の協議会でございます。それぞれ市町村の皆さんにおかれましては、6 月議会の中でも随分と合併に関してましてのご議論があったと思います。そういう中、お忙しい皆さんにかかわりませず、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。特に、この合併に関係しまして連日の報道等でご存知と思いますけれども、一昨日と昨日、美杉村議会と名張市議会におきまして合併に係る判断がなされました。後ほど結城村長さんから経過なりのお話があると思いますので、お聞きをしたいと思います。この津地区合併協議会のいろんなご相談事につきましては、協議項目も残り少なくなってまいりました。それに随分とご協力をいただきましてお礼申し上げたいと思います。7 月には住民説明会を予定をいたしております。8 月には合併調印という形で進めてまいりたいと思います。日はあるようで、あっという間に過ぎてまいりますので、少し気を引き締めて職員にも仕事を進めて欲しいなとこんなふうに思っております。今日の議事でございますが、報告事項が 1 件、それから、継続協議と前回提案いたしました報告事項を含めまして、15 件でございます。それでは、よろしくお願い申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第 3 に入ります前に協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより会議の進行を議長に移らせていただきます。それでは、よろしく申し上げます。

会 長 それでは、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして議長を務めさせていただきます。委員の皆さんにおかれましては、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げます。それでは、本日の議事に入ります。先ず、今日の会議は委員 25 人全員出席で勿論規約の規定も満たしてございまして会議が成立いたしておりますことを報告申し上げます。次に今日の会議録の署名委員をお願いいたします。香良洲町長の鈴木委員さん、お願いをいたします。白山町議会市町村合併特別委員会委員長の天花寺委員さん、お願いをいたします。3 号委員から織田委員さん、お願いをいたします。それでは、よろしく。続きまして、先ほども申し上げましたが、結城村長さんから太郎生地区の名張市との合併に関する状況等皆さんにお話をしたいというふうについておりますので、冒頭でございますが、お聞きをしたいと思います。それでは、結城村長さんお願いをいたします。

結城委員 美杉村でございます。この度近藤会長さんをはじめ皆さんに大変ご心配をお掛けしましたことを今井議長と共に私、結城がお礼を申しながら経過を報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。法律に基づきます住民の方からの直接請求がございました。美杉村太郎生地区と名張市との編入合併につきまして、合併協議会設

置の議案を私の方は6月21日に提出をしたわけでございます。ご承知をいただいておりますように美杉村議会において否決をされました。また昨日6月22日名張市の議会におきましても、同様によしなにご判断して否決となりました。名張市長さんからは、美杉村が津地区への合併に向けて着実に進まれることを期待するそういう旨のコメントもいただきました。これは美杉村議会並びに名張市議会様のご理解を受けた。美杉村は1つとして、これからも更に進めさせていただきまして、是非とも皆さんと共に合併を実現したい、そういう強い思いを持っておりますので、大変本日まで皆さん方にご心配をおかけしましたことをお礼を申し上げて、これからも皆さんと共に歩ませていただきたいと思いますので何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。美杉村、名張市といたしましても住民の皆さん方のお考えを踏まえ合併に議論をなされて出された結論であるところなふうに拝察をいたします。これからも引き続きまして私たち津地区合併協議会10市町村が一体となりまして、合併に向けての作業を進めてまいりたいところなふうに思います。皆さんもどうぞ、今の結城村長さんのお話をご了解いただきまして、よろしく願いをいたしたいと思っております。それでは、会議次第の3、本日の議事に入ります。先ず、報告103号につきまして、事務局が説明を申し上げます。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第103号 追加項目の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から説明

会 長 103号の内容につきましての報告は以上のとおりです。ご質疑がございましたら、願いをいたします。よろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 はい。それでは、報告103号につきましては原案のとおり承認といたします。報告事項につきましては以上です。

(2) 協議事項

- ・協議第91号 新市まちづくり計画について

会 長 それでは、本日の協議事項に入ります。先ず、協議第91号新市まちづくり計画を議題といたします。ご協議をいただきます新市まちづくり計画(案)につきましては、6月10日に開催されました第26回の協議会におきまして、久居市の方から協議不十分と、こういうことで継続して審議する時間をいただきたいとのことから今日改めて協議をいただくものです。各団体におかれまして、いろいろとご検討をいただいたと思いますので、ご質疑、ご意見がございましたらお願いを申し上げたいと思います。久居市さん、どうぞ。

八太委員 議長のお許しをいただきましたので、一言報告をさせていただきますと思います。協議第91号の新市まちづくり計画につきましては、当議会でも6月18日に特別委員会を開催し、改めて論議を行ったところでございます。意見としては、いろいろございましたけれども、まちづくり計画は合併後の新市全体としての進むべき方向を示すものであると同時に市民の皆さんに合併後であっても、それぞれの地域がそれぞれの特性を十分に活かし、活力ある地域を築いていくという安心感を与えるものでなければならぬと考えています。合併により周辺部になる市町村の住民にとっては、行政機能等全ての部分が津市に集中してしまうのではないかという強い危機感を持って

るのが実情であると思います。これらのことから今後の検討においては、その辺の実情についての十分な配慮をいただくとともに市民の皆さんに十分な安心感を持っていただくためにも、より具体的な事業内容を示すよう十分ご検討いただくよう強く要望させていただきますところでございます。以上でございます。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。八太議長さんからお話を伺いましたが、他の皆さん、いかがでございますか。はい、天花寺さん、どうぞ。

天花寺委員 6月の10日の新市まちづくり計画につきまして、21ページには、将来の人口総数見通しが出されておりますけれども、平成26年における新市の総人口は29万400人となっております。しかしながら、三重県の統計課による資料を見ますと、合併10市町村の人口の合計は2000年では28万6,521人、2005年では28万4,455人、2010年では28万258人、2015年には27万4,233人、2020年には26万6,417人となっております。津市としましても、2000年の16万3,240人から2020年には15万942人と12,332人の減少が統計資料として表れております。これは県の統計資料ですけれども、実は平成9年には、まだ統計課によるこういう資料は持っていませんでしたので、私の方で試算しましたところ、白山町は当時13,600人が10年後には9,300人となり、高齢化率が40%に達するという結果が出ましたけれども、三重県の統計資料とほぼ似たようなものでございました。それで、このまちづくりの中に上がっています29万なにがしかのこの数字が県の統計とどういうふうに整合性をもたせるのか、この辺の問題だと思います。人口の減少必ずしも稼働人口となるとは言えませんが、稼働人口の減少は市税の減少となることは必至です。26年の就業人口の産業を見ますと、一次産業が2.8%、二次産業が29.6%、三次産業が67.3%、あまりにも三次産業の人口の多いのが津市の中で大きな問題だと思います。一次産業、二次産業において、もう少し比率を高くする政策を今後持っていけないと、とてもじゃないが、29万の人口に達することは難しい、逆に減っていくんじゃないかということも心配します。ということは、あらゆる財政計画はこういう稼働人口による税収をもって生まれるとすれば、人口の件は必ず自然に大きな財政の負担になってくるということを考えますと、この辺をもう少し整合性を持たせて案を作っていたきたいと思いますので、提言すると言いますか、その辺も検討いただきたいと思います。以上ですが。

会 長 今、天花寺さんから、おっしゃいましたことをお伺いして、こういう計画人口をきちんと達成していくためには、この計画にのっておりますけれども、特に、第一次産業農業施策とか、そういったものを居住環境共生ゾーンであるとか、そういったところに、しっかりとやっていかないことには、なかなか大変だよと、こういうふうにお伺いをいたしました。このまちづくり計画の中にも、従来の1つの、例えば、津市なら津市という形の農業のあり方、それから、例えば、産直産での農業のあり方、1つの団体ごとでやっておる施策よりも700平方キロ大きくなったところの、津市のいうものの産業バランスというものは、また違った形になってくると思います。おそらく、おっしゃったようにバランスの取った新市の形成ということになりますと都市形成だけが1つの施策ではございませんので、この700平方キロの中にきちんと29万の方がバランスをとって生活なさるといふ施策は随分と取られていくのかとこんなふうには私は思っております。私自身としてはそうしたいとこんなふうには思います。よろしゅうございませうか。いかがでございますか。他にご意見がございましたらお願いをいたします。よろしゅうございませうか。特にございませうようですが、新市まちづくり計画につきましては、これまで1年近い期間を掛けてそれぞれの議会、それから新市建設計画策定懇話会こんなところの意見もいただきまして、協議会で議論を重ねてまいりまして、確かに1つひとつ、今も天花寺さんのお話にもありましたように、社会経済情勢等、不可欠なものが多い中でございます。財政計画やら、それから、人口の問題やら、いろいろとご意見もいただきましたけれども、今、想定できる諸条件を、それから新しい市のあり方という期待をもってやってまいりますと、こういう

ような形、現段階ではこれが最善の推計、こんなふうにしてお話をしてまいりました。新市のまちづくりの基本方向を示すものと、こういうふうにして策定をいたしましたのでございます。以上のような中で、新市まちづくり計画につきまして、提案をいたしました内容でよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、協議第 91 号、新市まちづくり計画につきまして、提案をいたしました内容で確認をいたします。

・協議第 29 号 各種事務事業の取扱いについて
学校教育関係(その 4)

会 長 続きまして、協議第 29 号各種事務事業の取扱いについて学校教育関係(その 4)を議題といたします。この項目につきましては、昨年の 10 月 9 日にご協議をいただきましたが、継続協議となっております。それで、今日再提案をさせていただくものであります。事業名の変更に伴いまして、項目の名称も独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事務と変更させていただきました。変更してございますが、前回の 10 月 9 日のおりでございます。それから、福祉保健部会保育分科会の独立行政法人日本スポーツ振興センター事務につきましても、同様の内容となっておりますので、この項目で提案をさせていただきます。調整の内容は新たに制度を制定する。(合併と同時)としております。具体的内容でございますが、共済掛金の保護者負担につきましては、日本スポーツ振興センター法第 17 条第 4 項の政令で定める範囲内とするが、合併後当分の間、5 年程度でございますが、負担を軽減することとし、負担額については、合併までに調整をする。保育園についても、同様の扱いとするとしております。ご質疑等ございましたら、お願いをいたします。はい、どうぞ美里村さん。

永田委員 すいません。美里村です。昨年の 10 月でしたか、この件が出た時にも確か意見を述べさせてもらったと思うんですけども、私らところは現在は無料で村が負担してやっている、しかしながら、調整内容見てみましても、協議して決めていくというようなことになっておりますけれども、完全に無料にするということにはなっておりません。そういった意味から私ら議会とすると、特色ある新しいまちづくりの意味では、今白山町の方から人口の推移等の意見も出ましたけれども少子化対策として、これもひとつ全部無料でやったらどうやと、これひとつで少子化対策が万全かという、やはり、それではないと思えますけれども、少子化対策のいろんな方策がある中での 1 つとして、これも考えたらどうだという意見も出ておりましたので、そういった点ひとつ。

会 長 今の美里さんからおっしゃいましたような意見も幹事会、部会で、美里さんから出ていらっしゃる幹事さんからお話を伺っていると思います。ええ、ちょっと待ってくださいね。だから、含めまして、またあとで報告をしてもらいたいと思いますが、多分八太委員さんも報告前にお話があって、合わせてということだと思いますので、あんまり外れないようございまして、どうぞお願いいたします。

八太委員 すいません。久居市です。私ども久居市議会におきましても、協議第 29 号各種事務事業の取扱いについて学校教育関係(その 4)でございますが、美里村の永田議員からもお話がございましたが、日本スポーツ振興センター災害共済給付事務の取扱いにつきましては、私どもの議会は全会一致なんですよ、この問題は。というのは、急速な少子化の進展が大きな問題になっている中で、義務教育と新市の将来を担う子どもたちの教育にかかる保護者負担については、たとえ僅かな金額であっても子育て家庭の負担を軽減するべきであるということが私どもの議会で全会一致で強い発言がございまして、今私の頭の中にあるのは、久居市を含む 9 市町村が無料にしており、現在

負担をいただいているのは津市さんだけということをお聞きいたしておるところでございまして、私が発言をしてこいと言っていたいただいておりますのは、津市以外の9市町村が現在保護者負担を求めているという状況を新市においても、私どもは公費負担としていただきたいということを強くお願いするところでございます。よろしくお計らいをお願いしたいと思います。

会 長 他に、はい、どうぞ水谷さん。

水谷委員 河芸の水谷でございます。この日本スポーツ振興センターの問題につきましては、私ども議会の中でも、折角無料で今までやってきたわけなんです、これが、ずっと説明をいただいた経過を辿ってみますと、前回の折りは半額負担ということが主旨になっておった。それから、すぐまた3割負担ということになった、今度は調整する、どんどん変わってきておるんですね。このように事務局側の原案がどんどんと変わるという姿に、いったいどんな議論をしてきたんかということの疑問を先ず最初に持ちます。そのことが議会の中でも大変問題になりました。だから、この件について、きちっとした根拠を示さずに単なる自己のことだけこだわってということであれば、論外ですという感じがいたしております。この編纂してきた理由として、きちっと説明をいただきたい、このように思います。

会 長 ありがとうございます。お三方いただきましたが、よろしゅうございますか、ここでいったん幹事さんかな、それとも部会かな、どっちがいいかな、じゃ、幹事長から、お願いします。

幹事長 はい。日本スポーツ振興センター災害共済の掛金につきましては、既に協議会の方に津市の例により調整するというご提案を申し上げましたけども、いろいろご意見をいただきまして、再度幹事会で再調整するよにということ今回再提案をさせていただいた次第でございます。それで今回の提案内容でございますけれども、津市の例といたしましては、具体的内容欄のところでございます政令の範囲内ということで、保育園については、10分の6から10分の9の範囲内の中で10分の7.7ということでですけども、それから、小中学校につきましては、10分の4から10分の6の範囲の中で真ん中で10分の5という掛金をいただいております。そのような形で幼稚園で200円、小中学校が420円ということでございます。それで幹事会の中でも、いろいろ是非この無料制度といいますが、少子化対策ということもありまして、全員加入していただくことがなるべく望ましいと、僅かな金額で掛金を徴収することによりまして未加入が増えることも市町村にとってはプラスでございますので、なるべく多くの方全員に入っていたくためには、なるべく負担を減らして、軽減して欲しいということございましたので、当初合併後5年間程度、今まで負担していなかった方々にご負担をいただくということでございますので、その負担の緩和ということで少し実際の政令で定めている割合を減じて負担をしていただくことにしてはどうかということに調整をしたわけでございます。ただ、率が決められませんでしたのは、学校の設置者が負担することになっておりますので、国立、私立との小中学校、幼稚園との調整がございまして。公立だけ全額公費負担で私立の方については、保護者が負担しておりますので、そちらとの調整、バランスを取る必要があるのではないかと、その私立の方の特に保育園多うございまして、そちらに対してどういうふうにするかということ十分に調整する時間がございませんでしたので、合併までの間にすることということで、なるべく当初は少ない額にしてやってはどうかと、ただ当初の合併協議会の中でも出ましたように、この共済制度ということで、学校の設置者と国と保護者の3者で成り立つ制度ということで、保護者負担をお願いをしたいということで、このような調整案としたところでございます。

会 長 それでは、お三方、今の幹事長の説明を聞いていただきまして、なお、ご不審がございましたら、お願いします。どうぞ。

八太委員 はい、すいません。今も申し上げましたように、今社会で一番大きいのは、少子化

問題ではないかと思ます。できれば、公費でと申し上げたように、私立の問題もあるかと思ますけれども、今社会で一番大事なのは少子化の問題を如何に解決していくかということじゃないんですか。全額でも 840 円だったですか。この金額については、私は僅かなという形で申し上げましたが、半額で 420 円、これを公立、私学問わず一番社会の大事な問題というふうに私は理解をいたしておりますので、法違反でない限りは、公費で出していただくように、くどいようでございますが、お願いしたい。そのように取り計らっていただければ一番ありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

会 長 再度お話がござます。何が一番今の社会にとって大事な問題か、その大事の問題を解決していくのに、どういふ方法があるのか、いろいろだと、私としての考えもありませんけれども、議長の方を外れてあんまり主張してはいけませんので、変わって、考え方をまとめていただきました幹事長に再度お話を伺いましょう。津市の代表の意見でもいいです。私は津の 1 号委員として意見を言いたいけれども、任しましょうか。じゃ、幹事長。少し津市の代表委員の意見をお話なさるつもりでご説明ください。

幹事長 繰り返しのようない感じになってしまうんですが、この制度そのものが国と学校の設置者、保護者の分担協力で成り立つ制度ということでござますので、実際に学校での事故に対して責任として補償金が出るという制度でござますので、やはり保護者からもいくらかのご負担をいたすべきではないかと思ます。現在でも各市町村、県内の全ての市が率はいろいろござますけれども、政令の範囲内でお願ひしているところがございますので、やはり、ここの当分の間ということでは 5 年程度ということではござますけれども、ここのところで負担激変緩和といひますか、負担軽減の中で工夫することによりまして、基本として保護者負担をお願ひすべきではないかというふうに思ひますが、この協議会の中でお決ひいただければ、と思ます。

会 長 いかがでござますか。なお、ご意見があれば、はい、じゃ、渡邊さん。
渡邊委員 今、少子化は、少々の公費を補助するということで少子化が止るようなものじゃないですね。やはり、少子化はもっと大きな問題だと思ます。私はこれぐらいのことで効果が上がるとは到底思ひません。従って当初の原案で 5 年、当分の間軽減するけれども、基本的には、保護者負担という方向の原案を支持します。

会 長 ありがとうございます。ひとつの切り口からのご所見です。いかがですか。
八太委員 すいません。今も協議会で決ひていただいたらというご発言をいただきましたので、再度発言をさせていただきますけれども、私ども久居市議会としては、全会一致でそういう問題もあるので、僅かなお金であっても、社会の流れを変えていける一役になればいいじゃないかと、こういうことでござまして、これで少子化を止められるという問題ではないと思ます。確かにそうです。しかし、子どもを育てる若いお母さん、お父さんにとつたら、大事の事じゃないですか。何も公費で負担して、悪いというわけでは、私はないと思ますよ。もっと、もっと省かなきゃならん無駄はたくさんあると思ますよ。そういう意味で私ども久居市議会は全会一致で、協議会ですっかりお願ひしてこいこういふことで、ここへお邪魔いたしておるところでござますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

会 長 他にご意見がござましたら、お願ひをいたします。前に 10 月に一度出ましたので、いろいろと問題の有り様というのは、皆さんお分かりだと思ます。どの側面を捉えて強調ということも 1 つひとつやってまいりますと、千何百項目のうちの 1 つで、同じような問題はたくさんござますので大変だと思ますが、それでは幹事長さん、今のご意見を聞ひていただいて、協議会で決めると、それは当然決めますけれども、でも幹事会としての考え方というのをきちっとおっしゃってください。

幹事長 申し出により削除

会 長 お分かりですか。

法律の 17 条第 4 項の政令で定める範囲内、これは 1 つの違法か違法でないか政令で

すから別として法律の考え方というのをあまねく出している考え方だと思います。そういう中で河芸町さんのご意見もありましたけれども、どうせ変わっていくんやということですか、これは議論の中で今まで、それぞれの団体の一番大事な施策としてお取りになっていたところもおありなんですから、そういうところのご意見を尊重して、政令の考え方どおりというよりも少し激変でもないんですけども少し緩和したような形でここには合併後当分の間負担を軽減するとこんなふうな調整案をお出しをしていると思います。この内容でご理解いただければ、そういう極端な議論も出んかな、私自身はと思いますが、今までおかしいということにご所見を公表なさった方は私が今申し上げた範囲でもういっぺん、ちょっと考えていただけませんか。できれば、この調整案がイエスか、またはノーだと手を挙げていただいたことよりも、そうかなということ、お含みいただければ、とこんなふうに思うんですけども、いかがでしょうか。永田さん、よろしゅうございますか。もうご意見まとめましたので、もう、なるべくというご意見ですね。はい。それから、よろしゅうございますか。だめですか。それじゃ、決を取りましょうか。じゃ、ないでしょう。

八太委員 今、議長からいろいろお計らいいただいて本当にすいません。美里村の永田議員のご発言もありましたし、河芸町さんからの発言もございましたし、私どもが申し上げておりますのは、今、実は取ってないんですね、無料になっているんですよ。久居市等9市町村、保育園は半分ぐらいという話は聞きましたけれども義務教育は全部無料になっているんです。私の数字が間違っておったら訂正してください。2分の1の420円という記憶をいたしておりますが、津市さんも新しい市になってからも同じことですので、津市の方も新市になったら経費の節減と、低額でという形の中で市民に納得がいただけるんじゃないかな、というふうに考えて、くどいようですけども、これは私ども議会の全会一致ですので、市長は控えめにおっしゃっていただいておりますが、心の中では私と一緒に事を申し上げられておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

会 長 なかなか、まだ意見がかみ合わないようでございますが、調整の具体的内容をもう一度ご覧になって、これでいかがでしょうか。私としては今、永田さん、八太さんのおっしゃったこともそれぞれであります。調整の中にお考えというのをできるだけ尊重はするんですが、全部無料にせえという調整案ではございません。そこんところで皆さんのご意見を再度伺いをいたします。いかがでございましょうか。これで確認をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 それでは、ご承知ください。この内容で確認することといたします。

・協議第107号 各種事務事業の取扱いについて
その他(その3)

会 長 それでは、次、協議第107号各種事務事業の取扱いについて その他(その3)この項目は、ケーブルテレビ事業に係る施設・設備に関することとございます。調整の内容は新たに制度を制定する。(合併と同時に)こういうふうにしております。調整の具体的内容でございますけれども、一志町・白山町・美杉村における既設のケーブルテレビ伝送路及び関連設備ですね。これは行政財産に併設されているスタジオ設備等もございますが、それは除くことといたしまして、これはケーブルテレビ事業の効率的な管理・運用を図るために、株式会社ZTVとの協議を経まして、合併までに同社に無償貸付の手続きを行うものとし、アナログ放送の停止予定時期、これは平成23年7月でございますが、それまでには譲渡条件を整えたいえ同社に譲渡するものとする。それから、無償貸付に伴いますケーブルテレビ利用料等の住民負担は、アナログ放送の

停止予定時期までは、原則として一志町を例に調整をすることとする。ただし、同時期以降は、新市において株式会社 ZTV と協議のうえ定めるものとする。無償貸付後にあっても、アナログ放送停止時期までは、原則として、音声告知放送システムほか既設システムや提供中のケーブルテレビ番組を含む、現行の放送・通信内容が維持できるように、新市において事業の継続・運用に努めるものとする。こういうことにさせていただきます。ちょっと長くご説明申し上げましたが、一志町・白山町・美杉村以外の方は、ちょっとお分かりにくいことかと思いますが、お三方は今申し上げたようなことで、どういうことをお話しているのか、お分かりになったと思います。今申し上げました調整内容について、ご所見があればお願いをいたします。はい、どうぞ。

豊田委員 一志町でございます。この件に関しましては部会の皆様方大変いろいろ努力をしていただいた、ということで、いろいろな ZTV との契約もしていただいたということで、大変感謝申し上げているのでございますけれども、合併までにこの設備の無償貸与譲渡いろんな条件がございまして、この条件につきまして、まだ議会の方で審議が未了でございます。そういう意味でできましたら、これにつきましては継続して審議をお願いしたいということでございますので、よろしくをお願いします。

会長 あと、美杉さんと白山町さんはこの事業なんですけれども、よろしゅうございませうか。美杉さんは。

結城委員 美杉村でございます。私どもも提案を本日受けて、近々また合併全員協議会を開きまして協議するわけでございますので、そういう形でさせていただきたいですけども、失礼いたしました協議済です。勘違いしておりまして訂正いたします。その中で私、特にお願いしたいわけでございますけども、この具体的内容に含んでいただくということで、細かいことを合わせて、いろいろと協議をさせていただきたい、部長さんは勢力的に私どもにも、議会にもやってくれていますし、私も報告を受けておまして感謝しておりますけども、今後の更に詰めていくという中で、ひとつ、余裕だけいただきたい。この文言について、具体的内容という、このことについては私どもは了解ということでお願いしたいと思います。

会長 はい。少しお三方のご意見が違いますが、部会長さん、3つの町村の問題ですので、そうややこしい話ではないと思うけれども、ZTV さんが関係してくる話なので、ここで協議会のこのテーブルで何とかと言うものでもないと思うし、随分と今まで会社と調整をしてお金の絡むことやいろいろあった、それから3つの施設も違いますし、内容等も、古い所もあれば新しい所もあるし、会社としても引き受けて直ぐに何か手をかけなきゃならんこともあったり、これ非常に難しい問題だと思うけど。部会長さんの方から何か今の特にお二方のご意見はもうご了解いただいているから、一志町の豊田さんのご意見に対してお話をしておくことがあれば、お願いをします。どうぞ。

情報システム部会 失礼いたします。簡単に申しますと今までどおり公共で、この事業を継続していくということになりますと、かなりのお金が掛かります。今、会長が申されましたように、設備の貸付あるいは譲渡を受けたとしても、ZTV の方としては、設備の更新とか、そういう経費がすごく掛かるということの中で一志町さん今まで住民の方が無料で見ていただいているということでございますので、従いまして公共事業として負担をこれからはしていくということになりますと、かなりの金額が掛かるという、それをむしろ ZTV の方に貸付なり、あるいは譲渡なりということで23年7月というのはアナログ放送が停止ということがはっきりしておりますので、その期間のその措置ということでございまして、当然23年7月以降 ZTV さんのまた新たな基本条件の設定ということになるわけでございますけども、そういう中で今申しましたように ZTV に無償貸付をさせていただいて、その中で負担をしていくというのは、公共事業でやるよりは、もうかなり安くできるという、そのことははっきりしておりますので、このことについて一志町さんの方でお金的な話からいきますと、問題はほとんどないんじゃないかというふうに私どもは考えておるわけでございます。何れにいたしましても、

一志町さん、美杉村さん、それなりの公共事業の意味を持って今までやってみえたわけでございますので、私どもとしましては、できるだけそれまでの条件が変化しないように従来の条件をそのまま続けられるような形としてZTVに無償貸付をすると、しかしその段階では、それなりのZTVへの貸付条件でございますので、それはクリアをする必要がある、そのように考えております。以上です。

会 長 一志町さん、いかがでございますでしょうか。住民負担の問題は一志町の例によるというのだから問題ないし、問題ないというのはおかしいかも分からんけども、それから、直営でやろうというおつもりでもないでしょう。どうぞ。

豊田委員 ちょっと、私の言葉足らずだったのですが、この具体的内容につきまして、とやかく申し上げることはございません。議会で無償貸与とか無償譲渡とかこういう形についてのいろんな論議がまだなされていないから継続で審議をしたいということでございますので、この住民負担とか、それから今おっしゃいましたような公共でやっていくよという話しではございませんので、そこら辺だけはお間違えなく、よろしくをお願いします。

会 長 どうぞ。

前山委員 議長の申し上げたとおりですが、先般の合併全協、いわゆる全員協議会におきまして、できるだけ分かりやすくということで担当者が資料を提出したわけでございます。それについて、今おっしゃられたように、これはかっこうとかじゃなくて、少し議会が進まない、だから、もう少し時間をいただきたい。そういう内容でございますので、先ほど理事さんがおっしゃられましたようなことも、十分理解をしながら、もう少し時間をいただきたい。先般21日に協議会を持ったわけでございますが、そこに専門的な問題でございますので、これまではZTVさんとの協議が随分とやっていただいておったわけでございますが、議会に提出をするまでには至らなかったということもあって、合併全協でいきなり詳細にわたって資料を提出していいかどうか、こういうことで、その中味においてまだ十分理解し得ない、こういうふうには感じておりますので、少しだけ時間を頂戴いたしたい、こういうのがうちの議会であろうと。

会 長 とおっしゃられると無下にも申せませんが時間だけのことで、一志町さんのお話ですから、そんなに時間も掛かりませんわね。合併の協議そのものに支障がなければ、どういうことないと思うけれども、部会長さん、これは相手のある話、さっき言っていたように、相手がいろんな条件を出していらっやって、こっちがそうじゃなくて、そういうやり取りをずっとしてきた話ですので、今その交渉がこっちの方がいやいや何か煮詰まってへんとか、そういうことでもええんかな。ちょっと意見、はい。

情報システム部会 ZTVとの話につきましては、いわゆる最終的な形で各町村さんにお話をさせていただいておりますので、ここの中でこれをこうせえというような話になりますと、やっぱり、ちょっと、話は難しいんじゃないかというふうには思っております。今、継続のお話がありました、勿論協議会の中でのお話でございますので、私の立場では申せませんが、次回くらいには決定をしていただくというようなことで、大体話の中味はご存知のとおり、かなり核心に迫っておるわけでございますので、ひとつ、よろしくお話ししたいと思います。

会 長 はい、どうぞ。

豊田委員 今、部会長さんがおっしゃいましたけども、最終的な段階に入っているということで、私ども議会としては今回初めて提案があって、全然論議をしていないですよ、そういうことで少し時間をいただきたいということでございますので、そのことをよくご理解いただきたいと思っております。

会 長 それでは、お三方の方の問題ですので、じゃ、豊田さん、なるべく早くやってね。特に皆さんにお諮りせずに、こっちだけ話して申し訳ないけども早くやってくださいわね。でないと、また皆さんにご迷惑が掛かりますので。じゃ、これは今度確認をいた

します。よろしゅうございますね。天花寺さん、よろしゅうございますか、折角これ
でいいとご意見いただいて何か隣は何をしとんのやと思われるかもわかりませんが
も、すいません。ご了承くださいませ。美杉さんもよろしく。それでは、この事は次
にまいります。

続きまして、協議第 108 号から第 119 号までにつきましては、協定項目でございま
して、既に協議会でそれぞれ確認をいただいた項目でございます。ですから、内容の
ご議論はないと思いますが協定書に記載する内容ということで整理をしましたので
もう一度お目通しをいただきたい、こんなふうに思います。それでは、協議第 108 号一
部事務組合等の取扱いについてを議題としてみたいと思いますので、よろしくお願
いします。どうぞ。

- ・協議第 108 号 一部事務組合等の取扱いについて《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 一部事務組合の取扱いにつきまして、ご説明を申し上げました。よろしゅうござ
いますか。
(異議なし)

会 長 では、そんなふうにして協定項目としてまとめてまいります。続きまして、109 号
使用料、手数料の取扱いについて《協定項目》を議題といたします。じゃ、説明をし
てください。

- ・協議第 109 号 使用料、手数料の取扱いについて《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 まとめ方 109 号については、以上のとおりでございます。よろしゅうございましょ
うか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、次にまいります。110 号公共的団体等の取扱い
について《協定項目》でございますが、議題といたします。それでは、どうぞ。

- ・協議第 110 号 公共的団体等の取扱いについて《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 説明は以上のとおりです。よろしゅうございましょうか。110 号。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、111 号附属機関の取扱いについて《協定項目》
を議題といたします。どうぞ。

- ・協議第 111 号 附属機関の取扱いについて《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 111 号附属機関の取扱いについては、以上でございます。よろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 はい。次は、112 号補助金、交付金等の取扱いについてであります。じゃ、説明し
てください。

・協議第 112 号 補助金、交付金等の取扱いについて《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 補助金、交付金は、以上です。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 はい。それでは、次、113号各種事務事業の取扱いについて児童福祉事業です。《協定項目》です。説明してください。

・協議第 113 号 各種事務事業の取扱いについて
児童福祉事業《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 ご説明のとおりでございます。いかがでございますでしょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、次は、114号環境対策関係です。

・協議第 114 号 各種事務事業の取扱いについて
環境対策関係《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 はい。ありがとうございました。環境対策関係は、ご説明のとおりです。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 はい。続きまして、115号商工・観光関係《協定項目》です。

・協議第 115 号 各種事務事業の取扱いについて
商工・観光関係《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 少し長うございましたが、商工・観光関係は、以上です。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 はい。続きまして、協議第 116号下水道事業でございます。それでは、事務局説明してください。

・協議第 116 号 各種事務事業の取扱いについて
下水道事業《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 はい。以上でございます。おしまいの方で、河芸町さん、安濃町さん、それから、津の関係いたします流域下水道の取扱いについてのご説明をいたしました。もう、三者ご了解をいただいたことだとは思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、学校教育関係 117号です。説明してください。

・協議第 117号 各種事務事業の取扱いについて
学校教育関係《協定項目》
資料に基づき事務局長から説明

会 長 学校教育関係は、今説明を申し上げました。いかがでございましょうか。はい、どうぞ水谷さん。

水谷委員 河芸の環境を申し上げますと、今、小中一貫して自校方式で給食については賄っておるわけございまして、これが将来的にセンター方式に切り替わる可能性が多分に含まれておる。こういう文面になっておるわけでありまして、この主旨は各施設の老朽化あるいは衛生関係、こういう問題を面としながら、同時に替えていくのだ、こういう文言になっておるわけですが、私は大事な事が抜けておると思います。確かに、こういう面での、管理面での問題はいいですが、特に家庭との温もりの問題、こういう問題が如何に子どもの心を育てていくかということが欠けていると思います。それから、もう1つは、私どもの地域では農産物、海産物取れたものを地産地消の推奨をやっておりまして、生産圏と、やはり、学校の給食というのは、密接不可欠な状態なんです。こういう問題を考えた場合に、本当に地域づくりの面でセンター方式が大きな役割を果たすのかどうかということについてはより疑問があるというのが議会の意見です。その点について、どこまで議論がされたのか、そこら辺を伺いたいと思います。

会 長 部会長さん、今の水谷さんのお話、分かりましたね。それでは、どういう議論をなされたか説明をしてください。

教育文化部会 失礼します。教育文化部会でございます。今、河芸町さんの方からご質問いただきましたけれども、やはり、今現在、全体の戸数が58戸ほどございます、施設が、それから、現在センター方式でやっておられるのも2施設ございますんですけども、そのほとんどが今おっしゃっていただいたように老朽化もしておりますし、また各種の学校給食衛生基準にも、ちょっと、達していない所もございまして、これらをそれぞれ全て整備していくということになりますと、相当な期間も掛かりますし、経費もございまして、その中でセンター方式を提案をさせていただきますと、そういう中で、管理上も含めまして調理員さんの作業効率とか、労働環境面とか、いろいろ維持管理も含めまして、それが望ましいことではないかということで提案をさせていただきました。以上でございます。

会 長 はい、どうぞ。

水谷委員 今の事務局の話聞いて理解をせえというのは、非常に難しい内容を含んでおりますね。例えば私が調べた範囲では大都市圏の中においてセンター方式をやったり、これは改めて自ら家庭から弁当を持って持参する、とこういう方向に今変わりつつある、こんなような状況は家庭の中で必要なんだという空気が出ておるんですね。それに今センター方式を目指すというのは、本当にそれでいいのだろうか、私は逆に子育ての状況、教育の関係からいって、そこに何ら手が加わっていかんというようなことでもいいのだろうかという疑問があるんですが、そういうことについては1つも答えていただけない。再度答弁をお願いしたいと思います。

会 長 水谷さんのお持ちの疑問、そこんところに、今まで、これもう随分議論されてきた話ですから、お答えできると思いますが、的確にご疑問に応じてください。

教育文化部会 はい、失礼します。今、おっしゃっていただいた弁当持参の中での、関することに

つきましては、本当に大変重要な問題だと思っておりますけれども、給食に関しましては、やはり、今後とも給食は進めていくべきであろうというふうに考えておりますし、その方式としてセンター方式を考えてはどうかというご提案でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

会 長 水谷さん、これは食の教育論とか地産地消論とか、もっと基本的には給食のあり方論になってくると思います。私とこういっているのも変ですけども、中学の給食はやっていませんから、それはそれなりの1つの考え方があってやっておりますので、こういうことを全体議論をしていきますと、ちょっと、なかなか、基本的なところへ突っ込んでまいりますので、確かにセンター方式に移行は、いろいろとご所見があると思っておりますけれども、基本こういうような格好で時間を掛けて調整をしております、いろいろなお考え方を1つにまとめてきておりますので、今のご議論に少しお答えをしたわけですけども、是非また給食のあり方というのは、ひとつ、ここで決めたから絶対不変のものでありませんので、逆に私も部会が決めたこと自体にも意見もあります、そんな中でおおかたの方向としては、折角皆の各地域部会長寄って積み上げてきたものでありますし、それぞれそのものは皆、給食というか教育に関してのプロでございますので、是非今日のこの形で117号の協定項目としてのまとめとしては、ご理解いただきたいと考えます。水谷さん。はい、どうぞ。

水谷委員 今回の議長のとりまとめで私はそれなりの理解はしておりますけれども、実はこういう発言がしなければ、ここの文言の下りについては全く出てこない。こういうことに、やっぱりなってしまいますね。つまり、私どもこれから住民説明をやる時に、この字配りだけで説明していったら全く地域の感情とは違う方向でしか理解できない。そういう問題があるから敢えて質問するんです。それを事務局の方も提案するんやったら、それを、ちょっと、下りを配慮して説明すべきです。そういうことがなければ、質問しなければ全く知らんままに越えていくんだということ突っばねていくんだということになるんです。そういう心配をしますから私は敢えて発言したんです。その辺を1つご理解を明確にしたいと思ひます。

会 長 はい、ありがとうございます。よく分かりました。皆さん、我々も皆これから住民の皆さんにご説明に入っていくわけですが、今、水谷さんのおっしゃいましたように、まだいろいろご意見が出てくると思ひます。その時に、この話を前したかではすみませんので、やっぱり、本質と申しまししょうか、ものの考え方をきちっと持ってやっていかなきゃならない我々の説明責任なんだから、水谷さんのお話はよく分かりました。またお答えする方も気を付けて行いたいと思ひます。では、内容につきまして、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは、このことを確認をさせていただきます、次にまいります。118号生涯学習関係でございます。それでは、説明をしてください。

・協議第118号 各種事務事業の取扱いについて

生涯学習関係《協定項目》

資料に基づき事務局長から説明

会 長 118号生涯学習関係を説明を申し上げます。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、はい、どうぞ。

水谷委員 生涯学習の中身については、特に地域型のスポーツクラブとの係りの問題が出てくると思うので、それぞれ大々的に宣伝をされて何らかの形で地域にスポーツクラブを作った上に予算を作れということで、既に、そういうような動きを行った市町村はあるように聞いておるんですが、それが今回このことによってどうなったか分かりませ

んが、つまり、賭博性の強い付記によって、この補助体制が削られていくということが駄目になったということが前提にあるようでございますが、それについての調整把握というかこの指導の中に入っているのかどうか、お尋ねをしておきたいんですが。

会 長
教育文化部

トトのやつね。じゃ、部長さん。ちょっと新しい問題かも知れんけれども。ちょっと、私も詳しいことは把握してございませんけども、総合型のスポーツクラブにつきましては、今もおっしゃっていただきましたように、津市でも今年提案をさせていただきまして残念ながら、対象から外れまして、こちらの方使わなかったという状況もございました。ただ、今おっしゃっていただいた中に具体的にクラブについてのことは、内容的には部会の方では協議をさせていただいた経過はございます。すいません、しばらく。

会 長

ちょっと、待ってね。これ新しい問題だから、皆さん方は今まであんまり議論したことが無い話なもんでね。これは、ちょっと、今年の予算の歪みみたいなもんで、どうぞ。

教育文化部

すいません、これにつきましては、幹事会の方で最終決定をされて協議会の方へ報告された案件でございまして、協議会項目とはなっておりませんから今回の中には上げてはおりませんということです。

会 長

じゃ、報告事項をもう一度、ちょっと、念のためにお話しておいてもらおう。どうぞ。

幹 事 長

幹事長でございます。総合型地域文化スポーツクラブにつきましては、教育文化部のスポーツ振興分科会の中で既に報告事項として現行のまま新市に引き継ぐということで整理をさせていただいております。これ、16年度に河芸町の方でも正式に新しく開始をする見込みということでございまして、それらについては、そのまま移行をすると、新市でも実施をしていくということでご報告をさせていただいているところでございます。

会 長

よろしゅうございますか。はい、それでは他いかがでございましょうか。よろしければ、この項目確認をいただいた協定項目といたします。

(異議なし)

会 長

それでは、協定項目もう1つ、どうぞ説明してください。

・協議第119号 各種事務事業の取扱いについて

その他《協定項目》

資料に基づき事務局長から説明

会 長

はい、119号、随分と今までお話ししてきた項目、以前にご協議いただきましたので、少しご記憶を戻していただくように、本当に時間を経ましたので恐縮でございました。戸惑われたこともあろうかと思えます。それでは、119号その他でございまして、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長

ありがとうございます。それでは、協議事項は以上でございます。次に会議次第の4回目の協議会の日程についてを事務局が説明をいたします。

4 次回協議会(第28回)について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成16年7月5日(月) 午後1時

場 所 津センターパレス 5階 津市センターパレスホール

協議予定事項

協議第 120 号 合併の期日について《協定項目》

協議第 96 号 一般職の職員の身分の取扱いについて《協定項目》

協議第 121 号 新市建設計画について《協定項目》

会 長 それでは、96 号、幹事長さんの説明あるの。はい、どうぞ。

幹 事 長 協議 96 号一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。会議資料の 57 ページ、58 ページをご覧くださいと思います。先ほど事務局長からお話しましたように、前回 6 月 10 日の第 26 回の協議会にて、いろいろご議論いただきました。それを基にいたしまして、6 月の 15 日に臨時部会、17 日に幹事会で協議をいたしまして、それをここに再提案をさせていただいております。先ず、調整内容の 1 でございますけれども、これは現在の職員の身分がそのまま新市に引き継がれるということでございます。これは合併特例法の規定を具体化したものでございまして、協議会でも特段意見はございませんでしたので修正はございません。次に、2 の職員数の適性化についてでございます。これにつきましては従前の原案の内容が具体的に乏しいですとか合併後の定員削減の努力がわかるようにしていくべきということのご意見をいただいたところでございます。ただ、合併後の職員数につきましては、まちづくり計画の中の財政計画で今後想定される行政需要に効率的に対応できるよう合併後 10 年で約 600 人減の 1,500 人体制という考え方を前提条件としておりますけれども、今後の財政状況ですとか、地方分権に伴いますこれからの行政需要の増大と、それに対してどう対応していくかということを考えますと現時点で職員の適正数ということを明確に示すことは困難であると考えております。そこで定員適正化のアプローチ考え方といたしまして行政の効率化を図るということで合併後速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるというふうに修正をいたしました。合併後は業務の実施方法、例えば、外部委託ですとか民営化の検討、更には職員の他の職場、職務への有効活用といったことも考えていかなければならない、というふうに考えております。それから、3 点目の任免、給与等の取扱いにつきましては、合併時に一気に給与水準が引き上げられるのは住民の理解が得られないのではないかと、また合併に伴う痛みは職員にも必要ではないかと、それから統一方法等について、もっと具体的な考え方を示すべきではないかと等々の意見をいただいております。そこで任免、給与等の取扱いの原則論につきましては、原案では津市の例を基本にというふうに記述しておりましたが、これは津市並の水準に一気に引き上げて統一するというふうに受け止められますので、そこは修正をいたしまして、3 といたしまして地方公務員法に照らしながらということで、この根本でございます法律に種々規定されている基準を踏まえながら人事管理、給与の適正化を図っていきたくて考えております。また 4 といたしまして市町村間で給与の格差、そこに、資料にラスパレス指数で示してございますけれども、確かに格差がございます。これにつきましては、一気に統一を図る、引き上げるということではなくて財政状況も考慮しながら、段階的に調整するということを明確にしております。今後、地方分権が進む中で、都市区間競争というのも厳しくなっております。新市のまちづくりを進めていくためには、やはり、新市の職員はより高い能力とより高いモラルが求められると思います。このため合併を機に処遇を一律に低下させることは適当ではないと考えておりますけれども、この具体的な取扱いにつきましては、調整方針がまとまり次第協議会に報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

会 長 今回の職員の身分につきまして幹事長からご説明申し上げました。もう 1 つ合併期日の問題が、今ご提案申し上げましたけれども、基本項目の 1 つであり大事なことでございますので、少し私から提案の考え方をご説明したいと思っております。それで、大事なことでございますので、もし、おいろいろでしたら、私が今お話をすること後でプリントにして差し上げますので、そのつもりでお聞きをいただけたら、と思います。合

併の期日につきましては、前回の協議会で、会長といたしまして3つの案をお示しをいたしました。3つの案以外の具体的な案といいたしでしょうか、考え方として、久居市の議会議長の八太委員さんから、1年延期してはどうか、こういうご意見も頂戴をいたしました。その後、それぞれの市町村議会でのご議論、幹事会等での意見、議論を踏まえまして、先ほど事務局から説明をいたしました平成17年4月1日とするという案を提案をさせていただいたところでありまして。昨年8月20日の第8回協議会で平成17年1月を目標とする。これはご確認をいただいたことでもあります。そのときは、合併特例法の財政支援を受けるためには、平成17年3月31日までに合併をしていることが必要でございました。従いまして、新市での市長選挙、それから市議会議員の選挙、こういったものを実施をし、新市の新年度予算をご審議いただくというためには1月の合併が最適であるという判断から、そういう目標とするというご説明を申し上げてきたところなんです。しかしその後、委員の皆様もご存知のとおり、合併特例法の改正が去る5月26日に公布されまして、平成17年3月31日までに市町村議会の議決を経て都道府県知事に合併申請を行い、そして平成18年3月31日までに合併をしたものは、現行の合併特例法の財政支援を適用する、こういう経過措置が施行されるようになりました。これによりまして、最初申し上げていたことより、平成17年4月1日以降18年3月31日までの合併期日というものが選択できるように幅が広がった、こういうわけです。もう少し詳しくお話をしたいと思っております。久居市さんの新提案、1年延期ですね、白山町さんのご所見、一志町さんのご懸念、河芸町さんのご主張、それぞれ前回お伺いしたのでありますけれども、問題の捉え方としては非常に重要でありまして、そのために、それぞれ幹事会等で改めて検討をさせました。しかしご承知のように、如何せん合併の月日というのは一つでございます。最善の代替案、私がここでご提案申し上げたことで納得がしていただけられないのであれば、やはり調整のやり方として、その次になすべきことは最善の代替案となる、こういうことが一つの調整だと思っておりますけれども、そういったものを探るなどして参りましたけれども、やはり、そういういろんな考え方を重ね重ねしてまいりましたが、結論は4月1日案がやはり住民の皆さんにも最も理解していただける案、こう考えたわけでありまして。それは市町村の事業年度は4月1日開始でございます。事務事業の新市への移行なんかを考えますと、4月1日が最も明確に移行しやすくなるとともに、旧市町村あるいは新市の短期間の予算も要らなくなりますし、非常にそういう意味から予算・決算という面からも移行しやすい。また、4月1日ということによりまして、少し細かい話かもしれませんが、普通交付税の算定替えのメリットが最大限(16年間)受けられるというようなメリットも生じます。一方では、窓口事務に関しては、年度末の異動時期に重なってまいります、しかも金曜日でございます、なかなか準備期間が取れない、そういうことから非常に混乱ということも予想されますけれども、今、準備してもらっています住民情報システムが支障なく稼働していけば例年の作業と変わらず実施できる、こんなふうだと思います。この辺は一志町さんの非常にご懸念のあるところでございます。現在、住民情報システムの統合作業につきましては、それぞれの皆さんから負担金をいただきまして、作業しておりますが順調でございます。4月1日の合併で今も申し上げましたように平日の作業となりまして、新市への移行時期にその分の少しの費用負担は発生いたしますが、例年どおり支障なく移行することが可能であるこんなふうを考えております。逆に4月2日以降になりますと、国民健康保険料の賦課期日が4月1日であります。そういったことから、旧市町村の制度が混在することになりまして、そういったシステムの統合も非常に複雑になってきます。それから、新市の速やかな一体性の確保という点でも問題が生じてくると思っております。それから、これまでいろいろ随分時間をかけてご協議をいただいております。事務事業調整内容、これもずれることによって再検討が必要になる場合もございます。もう一つ前回協議会で、慎重審議が尽くされていないために、期日を延長して、

そして、さらに協議が必要、こういうご意見もいただきました。しかし、私たちの、法定合併協議会の設置をしてから1年半、任意の協議会を含めます2年半の間、皆様にお忙しい中、本当に月2回の協議会をお願いをして、たくさんの時間を頂きまして、慎重に、そして丁寧に審議を進めてまいったつもりであります。10の市町村がそれぞれ、独立性というか特性を持って仕事をしてきた市町村が一緒になって合併をして一体性を持つというのですから、やはり、そういう中身を議論していけば、議論の時間は、私はどれだけあっても十分ではないかもしれませんが、やはり一つの問題は期限を決めて集中して議論するということが非常に大切こんなふうに思いました。それから、住民の皆さん方の今までの私たちの議論とか、いろいろご覧になって、それからまた私たちの行政の合併に合わせて合併準備を進められていらっしゃる商工会議所やいろんな団体の状況を見ますと、やはり、私にお話になる団体の代表者の方は、やはり、この時期に至って合併期日を大幅に延長するという事は理解されにくい、こんなふうにおっしゃるし、私もそう考えました。もう一つ市町村の議会議員の皆さん方からは、合併するに当たりまして、もっと細部の項目調整がされていないというご指摘もいただいておりますけれども、これらの項目につきましては、合併までの半年の時間、6か月これが必要なんだと、申し上げてまいりましたけれども、これをとりまして、合併期日までのできるだけ早い時期に内容を整えまして、そして協議会への協議・報告をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたい、こんなふうに思います。こういったことから、当初確認をいたしました平成17年1月を目標とするという案から、大きく外れない範囲で、合併特例法の改正等の状況も考慮いたしまして、平成17年4月1日が最も適切な期日であるというふうに考えたわけでありまして、これから後、7月にはそれぞれの市町村で住民説明会も予定をさせていただいておりますし、この合併期日につきましても、それぞれ説明をしていかなければなりません。この時になっていつ合併するのか分からは、これは住民の皆さん方からいったい何を考えているんだ、こういうことのご指摘は必至であります。8月には合併協定書の調印式ということも予定をいたしておりますので、次回の7月5日にはそれぞれの市町村の意思決定をしていただきまして、ご協議に臨んでいただきたい、こんなふうに思います。以上、少し長うございましたが、説明をさせていただきました。これが合併の期日につきまして、17年4月1日をご提案をいたしました考えでございますので、どうぞよろしくお願いいたいと思います。それでは、それぞれにつきまして、少し詳しくご説明を申し上げたつもりではありますが、なお、まだこういうことというご質疑もあろうかと思っておりますので、ございましたら、どうぞおっしゃってください。それでは、どうぞ。

八太委員 久居市議会でございます。今、会長からいろいろご説明をいただきました合併の期日につきましては、なるほどなという形で聞かせていただいたところでございます。それについての特別な異議はございませんけれども、私どもの議会につきましては、前回は申し上げましたが平成17年の1月という合併期日を基本項目のうちの1つとして決めさせていただきましたし、そのとおりであります。今、会長から冒頭お話がございましたように、平成17年1月の合併期日については、財政支援を受けるためというふうにおっしゃっていただいたと思っております。今まさに会長からの報告がございましたが、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の内容(平成16年5月26日公布)に基づいて、ということも含めて4月1日というお話もいただきましたこと、頭の中に刻んでいるところでございますけれども、前回は申し上げましたように、私どもの議会につきましては、100%と申し上げましても過言でない議会の意見でございますので、これは合併議決にも影響してくるような重大な議会の意見でございますので、そこのところ重々心得ていただければありがたいというふうに思っております。その中で、やっぱり、1年を延ばしていただきたいというのは、当然今ここにいろいろ三重県内の法定合併協議会の状況とい

うのを見せていただいているところですが、だいたいのところ、上野市にしても、松阪市にしても、在任特例が付いているんです。私ども 10 市町村の合併は在任特例は付いていない。この協議会で、38 議席の 1 選挙区ということも以前にも決めていただいておりますけども、この新市の 10 市町村の合併だけ、新市だけなんですよ、在任特例が付いてないのは、従いまして法に許された期限を延長してください、こういうことを申し上げておるところでございますので、もう今の提案をいただいたことだけにすると、私ども持って帰っても、そんなことは駄目だと言われることは決まってるんですよ、そして最後はもうええやないかと、久居市だけ勝手なことというののやったら、もうそのようにするやわと、そういうふうに言われているような、私は気が弱いもので、そんな気がしますので、その辺はどういうふうに理解したらいいのか、私も議長として実は困っております。この問題は協議して、協議してというわけにはいかないと思うんです。最終的には議決をもらってなんぼの話ですから、私は前からこの協議会でも申し上げておりますように、あくまでも皆さんと一緒に仲間入りさせていただいて新しい市を作らせていただくのに私ども久居市も仲間入りさせていただいて、よりよいこれからのまちづくりにしていきたいと考えておりますのでご協力をいただければありがたいと思いますし、この 4 月 1 日の提案の中にできれば加えていただければありがたいと思います。

会 長 今、八太委員さんからご意見をいただきました。他の皆さん、いかがでございますでしょうか。じゃ、ちょっとお待ちください。浅生さんから。

浅生委員 安濃の浅生でございます。ただ今会長から提案されました案件ですが、過日のこの協議会で大体の 3 案を示されましたので、私どもの町といたしまして議会で意見を聞きました。そうすると今久居市さんが申された新法の検討も頭に入れながら、それを期日に入れてくれという意見が多うございまして、特に私どもの町にとりましては、この合併協から離脱ということの提案さえ、ただ今協議中でございますので、そういうことも頭におきながら、私も議会の調整をしていくのに苦慮しておりますので、大方の議員の意見がそういう意見でございますので、それをこの協議会でも念頭において期日を決めていただきたいと思いますと思っておりますので、くれぐれもお願いしたいと思います。そういう点を十分考慮に入れて最後の期日決定をしていただきたいと思います。提案されたことですので、それをまた持って行って 5 日までに協議するわけですが、おそらくや協議がまとまらないということも私も思っておりますので、あえて発言させていただきます。

会 長 ありがとうございます。それでは、柴田さん、どうぞ。

柴田委員 芸濃町議会の柴田でございます。先ほど議長さんから津々浦々な説明を聞かしていただいて、なるほどなというふう感じたわけでございますけれども、私ども議会におきましては、平成 17 年の 4 月 30 日をもって任期満了ということにあいなるわけで、今見せていただくと 10 市町村の中で芸濃町が一番うまいことしとんのな、30 日まで約 1 か月期日前に合併ということで、他の市町村さんについては 2 年なり 3 年なり任期を残して失職という形になるわけでございますけれども、議長さんが申されました今後の残っておる問題について半年ぐらいかけて徹底的に協議するんだというふうに言われましたけれども、芸濃町の一部におきましては、公共下水工事が着々と進んでおるわけでございますけれども、一部最終的な地域がございまして、そこにつきましては下水をはじめ一団地でございますけれども、舗装工事がまだされてない。全体各市町村の状況を見ても舗装してない所がどこにあるか、だから、そういったことを協議事項ではまだ上がってきておりませんが、分庁舎方式ですか、どこまで権限を持たされて、今まで合併するまでの状況がいつまで続くのかということが大変心配だということで合併するまでにはとても下水道工事は無理だということから、久居市さんの言われるように、たとえ 1 年でも延ばしていただいて、そして、いろいろと我々の考えていることをお願いしたいという強烈な意見がございまして 23 日の協議

会では是非とも言ってこいというようなことで発言をさせていただいたわけですが、協議会の中で先ほど申し上げましたように、分庁舎方式の権限と申しますか、例えば、芸濃町に対しては、この課は残す、それについて予算はこのぐらいつけてやるというようなことが分かれば、いちいち津市まで来なくても元々の仕事をしていただく、残工事をさせていただくということで、議長さんのご意見を頂戴したいと思えます。

会 長 私の考え方というふうなご質問でございましたので、少し意向を申し上げたいと思いますが、下水道工事とか、いろいろなお互い継続したものを持っておるわけです。基本的には新市でそれを引き継いでいこうと、こういう形になっておりますので、今までそれぞれの団体でおやりになっていた仕事が新市でそこでポツンということは、おそらく常識的に考えてないもんだと思えます。でも、全てがそうかと言うと、これはそうではないのかも知れません。やっぱり、新市でいろいろ事業の必要性を議論をして、そして予算を付けて事業を執行していくんですから。全部責任持ってそうだとするふうには、私も今の立場では申し上げられませんが、普通常識的に考えれば、それぞれの事業計画をお立てになって、そしてずっと続けてこられた仕事というのは、そうご心配のないものかなと思えます。話のついでに余分なことを申し上げますけれども、私どもが姉妹提携をしたサンパウロへ行ってきましたら橋が真ん中でスポンと切れておりました、あれ、何やと言ったら、前の市長が半分やって、市長が変わったんで、あと止めやというふうに言っていましたけども、そんなことは日本国の仕事の仕方ではないと思えます。それから、もう一つ、庁舎がそれぞれの今の市町村の庁舎を中心にいたしまして、支所というんでしょうか、そこを地域の拠点を作っていくと、これは申し上げておりますし、それから、住民の皆様方に直接サービスを差し上げていく仕事については、そこを拠点にしていこうとか、いろいろ基本的なことを申し上げておりますし、私はある程度予算の組み方の問題になるのかもしれませんが、支所長に権限を持っていただいて、いちいち本庁の細かい予算措置を経なくても、その地域地域の問題については支所長の権限でまた地域審議会のご意見を聞きながらやれる、そういうような格好を取っていくことによって、本当にそれぞれの独自性というものも発揮できるし、それから、やっぱり、今までやってこられた、それぞれの市町村の皆さん方の安心感があるんじゃないかなと、こんなふうに申し上げておるわけで、そのことにつきましては首長として意見を交わしておりますも、特にご異論もございませんので、おそらくご納得いただけるんじゃないか、そんな方向かなと思えますが、いくら金額で、そして、どういう仕事を支所長の権限にするというのは、かなり細部になってまいりますし、いくら金額をとというのも、これはこれからの予算で、また変わってくることは今までの事業をご覧になっていてもお分かりになるかと思えます。だから、今私もどのぐらいの金額、それも大きな団体、また小さな団体、また金額も違ひましようし、それから、どうぞ、お任せをするというのも、本当に任せていいものがあるのかどうかという疑念のあるものも、これから出てまいりましようし、ここはなかなか、ちょっと難しゅうございますが、しかし、今の柴田さんがおっしゃったお話も出てくるのも事実でございますので、私が理論的なことだけ申し上げて、それは新市ができてから後といっても、なかなか収まりきらんというか、ご納得できないところもあろうかと思えますので、6か月の間そのところを1つずつ詰めていこうやないか、事業の問題につきましても首長でいろいろ話しておりますけれども、一辺長期計画を整理をして、そして、これは新市で是非つないでいかなければ、というふうなところを、いろいろとチェックしていこうやないかと、それは、新市の市長の、それから新市の議会の仕事かも知れませんが、やはり、つなぎの中で我々も旧と言いましようか、それまでの長期総合計画を作って、そして、やっとならぬわけですから、そのぐらいのことは少しお互いが合わせていってもいいんじゃないか、こんなふうに思っておるわけです。だから、柴田さん、今は非常に過度期と

いいでしょうか、おそらく団体の中でどんな仕事をしていこうというようなご議論の
時にも、いや待てよ、もう合併がくるのやでとか、そんなようなことで、平常とは違
ったご判断が必要になることも間々あるかと思えます。それは分かりますけれども、
是非こういう常でない時でございますので、それぞれご的確な判断をなさっていただ
きたいな、こういうことは1個ずつ延ばしていきましても、私の私見でありますけれ
ども、おなじことでございますね、じゃ、1年延ばしたから、その1年間整理だ
けで、それぞれの団体は事業をストップしとんのかと言うと、そうでもありませんし
ね、そんだけの期間があるのやから、何か駆け込みでも考えてもっとやるかという
と、そんなものもございませんし、これは、やっぱり、期間というのは、あまり僕自身は
中途半端な期間というのは無い方がいいんじゃないかな、こんなふうに思えます。今先
ほどもずっと、以上、柴田さんのお話に対する私の気持ちなんですけれども、ちょっ
と、今度は八太さんに、1つは、何故1年延ばすのかという理由をずっとお伺いしと
ったんですけれども、在任特例と絡めましてのお話は分かりますが、それ以外にどう
いうことで1年延ばさなきゃならないのか、1つはお話の前に申し上げて恐縮ですけ
ども、できる、今までこういう法律の延長がなければ3月31日までにやるつもりやっ
たんですから、だから、スタッフにしっかり教育をしてやってきてもらいましたから、
だから、やれるわけです。それは確かに、こんなこと言って失礼ですけれども、議員
の身分の問題とか、それから、すいません、美杉さんの問題、いろいろとありました
ので、そんなにスムーズにはおりません。だから、そういったことに時間を掛
けましたので、当初の1月という目標はできません。住民説明会でもすっ飛ばしてや
れば、日はあるやないかと、そのために、それぞれの議会は議決も協力しようとおっ
しゃる、できるかも分かりませんが、でも私は、やっぱり、当初の予定というの
も十分そのことも考えての予定ですので、住民説明会も手を抜きとございませ
んし、これは皆さんもおなじだと思います。そういうことを考えて大体私は支障のな
い範囲でできる、支障なくできる、こんなふうに思っておりますので、そこから延ば
すことの理由が、これが次の回に、この議論が詰めやもんですから、私はそれまでに
自分たちの団体の意思や皆さんのところの考えを伺う過程で、その部分だけ、すい
ませんが、よろしければ、もういっぺん聞かしていただきたいと思います。何故伸ばさな
きゃならんという説明です。

八太委員 今、会長から、何故だと、こういうふうにおっしゃられておるわけですが、
当初の17年の1月の問題については、今もお話がありましたように、財政支援を受
けるためということでございましたし、何も私はそれに異議はございません。私もそ
のとおりとしてこの席に出させていただいており、それはいいんですけども、すり合
わせ等も6か月以上も遅れてきておる。そして、今、在任特例の問題もございました、
それも三重県中でこの地域、新市だけ特例がついてないのは、だから、それはそ
れで皆さんが決めていただいたことですので、私は良としていますし、当議会でも小
言を言うておってごねるという意味合いは一切ございません。しかし、在任特例もな
い、それからすり合わせも6か月遅れとる、そういうことも含めて、法律が1年延び
たんだから、1年延ばしていただいて、みんなできちっとさせていただいて、くだ
いようですが、10市町村の仲間入りで新しい市に久居市としての仲間入りをさせてい
たいて、これからの市を作っていくのに、私どもも仲間入りをさせていただきたい。
こういうことございまして、私に今直接意見を申し上げよと言われても私どもの議
会は今までの経過を辿って1年延ばせということであり、これは全員と申し上げても
いい意見でございますので、それを全部説明させてもらおうと時間がかかるので、ご承
願いたいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。急に、ちょっと、議長さん代表してと申し上げて失礼だ
ったかわかりません。あの、柴田さん、よろしゅうございますか。どうぞ。

柴田委員 7月ですな、説明会が。その時におそらく質問が出ようと思います。その時にどう

いうふうに答弁したらいいやろうなということで再度議長さんにお伺いするわけですが、この分庁舎方式と申しますか、合併するまで芸濃町でやってあったことが合併しても心配せんでもええというような細かいところはある程度権限をもった支所長さんというか、それに任ずるといふようなことと申しますので、どうぞご安心をという答えをすれば、よいか、一つお願いしたいと思います。

会 長 そこんところは、今日ご議論になったとこですね。美杉さんがやってらっしゃった結婚なんかというのは、もう止めておきましょうとか、そういうような、考えてみれば美杉さん特別の、こんなこと言ったら失礼ですけども、やはり過疎地の、そういう問題を抱えて、特に自分の村としてはこういうところに一番もつとうをおいて、いらっしゃった制度そのものを一本になることによって、ちょっと、そこは見直していただいとかが、いろんなことを重ねてきておるわけでありましてね。だから、芸濃町さんがおやりになっている事業もいろいろで、何か僕の存じ上げてない事業がぽこんと出てきて、これも会長があの時言うたんで、こんなものそのままやと言われても私もちょっと困りますし、それこそ、次の新しい市の市長の判断が、それから議会の皆さん方の判断というのが、これが一番大事なことになってまいりますので、そういう意味では、約束せえと言われてもできませんけれども、それはお隣にいらっしゃる横山町長さんが、やはり調整の責任者として、やっぱり、考えてらっしゃいますから、ひとつ説明会の席は彼の器量にご信頼をおかれておやりになつたらいかがでございますようね。どうぞ、天花寺さん。

天花寺委員 余分なことになるのかも知れませんが、発言をさせていただきたい。と申しますのは、この前会長の方から提案されました合併の期日の問題について3つ提案されまして、私の考えとして、まだ合併の委員会に掛けてないけれども、3月14日ということにさせていただきたいということをお願いしました。私どもの合併特別委員会につきましては、昨年の5月私が合併特別委員長に任命されましてから白山町内の5つの自治会と婦人関係の団体、老人会に対して合併基本の4項目を中心に各自治会なり在住の特別委員と言いましても、全町会議員ですが、出席して合併4項目を中心に協議事項についていろいろ報告してまいりました。この前丁度会長の方から発表がありました3つの文言について、協議が遅れておるんであれば止む得ないということで一番近い日に合併していただきたいとお願いしたんですが、今日初めて正式に合併は17年4月1日やと、案として出ましたけれども、3つから絞られたと、止むを得ないと思いますけれども、実はこの問題につきましては、正式の議案ではありませんでしたけれども、6月の15日特別委員会において諮ったわけです。そうしましたら、今まで各委員といひますか、合併特別委員の一員ですけども、いろいろ説明したんです。基本4項目の期日を替えてまで何故やるのか、もっと頑張ったらできるやないかという意見がありました。ですから、本当は望むところは17年1月1日だと、だが、事務的な手続き統合の問題で手間がとるならば、やはり、3月14日がいいんじゃないか、というのが全員の意見でございました。それで、4月1日案と5月連休案を出しましたが、全然協議できませんでした。必要ないやないかと、3月14日と言ってこいという意見が出ました。私がこの前のおり発言したのと、おんなじになりましたけれども、白山町としては17年の1月に合併を望むものの事務統合のために期日が遅れるならば、3月の14日を上げていただいと強い意見を受けてまいりましたので、発言させていただきます。何れにしましても、もっと延ばせという発言の中でそういうことを言うのは失礼かもしれませんが、白山町の意見としてはそういうことなんです。4月1日と決まりましたので、これは、そういうふうになれば止むを得ないので聞きますけれども、白山町としては3月14日を合併の期日にさせていただきたいと強く要望したいと思います。以上ですが。

会 長 ありがとうございます。3月14日と4月1日の差というのは、いろいろお話をしたことなんです。それで、私はざっくばらんに申し上げて4月1日なら基本の1月1

日ということで了解をいただいていた皆さん、住民の皆さん方も私が説明することを申し上げれば、それは仕方がないなとこうおっしゃっていただけるかな、とその辺がぎりぎり、ぎりぎりて30万人ぐらいの住民の方の気持ちをそんたくして偉そうなことは言えませんけども、住民の方は分かっていたるのではないかなと思ったのが4月1日なんです。白山の方には今、6月15日の特別委員会の話もありましたけれども、今まで基本項目に沿って、いろいろご努力をいただいていた、そこで私どもの時間を掛けた審議の結果こんなことをお願いするのは恐縮なんですけれども、ひとつよろしくというのが4月1日の考え方でございますので、また調整後議論なさせて、皆さんに特に私が申し上げておりますこともご披露いただければ、こんなふうに思います。失礼しました。水谷さん。

水谷委員 私今日初めてこの会議の席上で合併期日の日取りについての提案があったわけですが、私どももこの18日に特別委員会を持ちまして、一応その会議の中の空気というものの、あるいは全体的にどういう受け止めをするかなということはこの問題については3案を中心に久居市の方から提案された問題についての話をしています。ここで出てきた問題については、やはり、再度の合併特例法が出てきた大きな背景は何か、これはどん際まで詰めてきた結果、僅かなことで合併がご破算になっているところが全国にいたる所にある、だから、拙速的なあり方について反省しなきゃならんという面から、この特例法が再度出てきたということの理解が、やっぱり、必要ではないか、だから、拙速的な取扱いがこれから大きな話題がもたらすことではせつかく2年余りの歳月を費やして積み上げてきたものについて、やっぱり問題を起こすということで十分その辺の取扱いは大事だなというようなことも出てまいりましたし、それから、まだ入口としてはさわりの程度であります、問題の部分についてはほとんど議論はされませんでした。ただ、言えることは、私ここで、この協議会の席上で4月1日説だけにこだわって、あとの議論はないんやということとはとりたくない。またそうすべきではないと思います。そういう意見もあった。同時に以前のメモ的な範囲しかもっていない3案他の2案もあるんです。同時に久居の方から提案された1年延長説もあるんだ、ということを含めて、そういったことも議会で論議をしていく、そして、自ら方針を出していくということをしなければ、どこで、誰が、どういうふうに喋って、何をしたかということを探りあいつてもしょうがない。少なくとも私どもとしては個人にこの合併するために何が一番ベターなのかということは実際見てみたいというのがありまして、前回もそういう経過と背景あるいは持っている意味は何なのか、十分調べた上で議論してみたいという発言をしとる、ずっと私聞いておりましたが、やっぱり、何か1点でましようという、今のところ、まだ全体の同意がないということであれば、もう少し時間をかけてその議論を5日までの間にしてみたいというのが率直な感想です。そういうような配慮も大いにしといてもらいたい、そうじゃないといつの間にかや久居案は消えた、その前の3案の4月1日以外は全部消えておるんだという議論で絞ら込むのはどうかというのが私の率直な意見です。

会 長 はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

木下委員 はい。木下です。先ず、私議員特例が津市で使われなかった、38名でいったという、このところをちょっと一言言いたいと思いますが、非常に逆に自慢すべきことだと思っています。何故ならば私の周りの方々も非常にいい結果が出たと言ってくれました。それから、私の友人知人は県外にいまして、新聞を読んで、すごい市ですねといういい意味で言ってくださいます、私は非常にいい結果を議員の方々が出してくださったと思います。そこで、1年延びるということに対して果たして住民説明をした時に、住民に対して説得力が果たしてあるのかどうかということは今疑問に思います。それから、今河芸町さんがおっしゃいましたけれども、今ここで何日というのは自分自身もまだ、ちょっと、決めかねておまして、白山町の意見を聞きますとそうだなと思いますし、5月という例は出てきませんでしたけれども、電算のいろんなシステム上

に問題がなければ、確かに4月1日というのは非常にいいんですけど、住民が非常に異動する時期でもありますので、ちょっと、危惧するところもありまして、5月の連休明けなんかでもいいのかも知れないなと思ってみたり、ここら辺はもっと私自身もそうですけど、私の回りの方とか、いろんな方々に聞いてみて、いろんな形で自分も考えてみたいなと思いますので、4月1日というのは今、ちょっと決めかねるといふところもありますが、期日とかそういうことを、いろいろ考えますと、いい日ではあるのかなと思います。それから、日程じゃない方で、話を変えてもよろしいでしょうか。一般職のことなんですけれども、前回横山町長がおっしゃいましたけれども、やはり、総枠で増えるということは、あまり好ましいことではなくて、今回調整内容を示させていただいたところで、なるほど、少しは前よりは非常にいいところが出てきたのではないかなと、ただ、聞いていて思いましたのは、どうも、引き上げる方向に聞こえてしまうんですね。議員の方も38という痛みを感じ、住民もいろんな具体的なことが出てくると、やはり、ここに痛みを享受するところ、出てくるかと思うのですね。そうした時に果たして行政の方がこれで、本当に一般に説明したときに納得できるのかなというところが強く感じるところがあります。ということは、やはり、増えるという方向は誰しも望むところではありますが、今時代がそういう傾向ではなくて、逆に基本給が下がったとしても、もうちょっと、考え様によっては、まだ具体的なことでは言えませんが、能力評価というの、最近はいろんな企業で出てきています。これお聞きしますと、360度評価という方法があるそうです。ですから、決してできないことはない、基本給は下がったけれど、やはり、その中で努力した人は認められるという時代でもあるかと思うんですね。それで年功序列なんか例えば、変わってきたとは言ってもまだ現実結構正直なところあります。そういうところでこれから若い方々が働き甲斐といいますか、そういうところ意欲を持って働くというふうになっていくためにも、この合併というのは非常にそういうところを厳しく、または暖かくといいますか、いいチャンスではないかと。そういうところも、ちょっと、ここで具体的には出せないかも知れませんが、決してやれないことではないかなと思っております。ということで、いろんな立場の人たちが痛みを伴うということですから、是非そこも考えて、もうひとつ切り口を厳しくしていただきたい。これから、もちろん若い人たちが働く意欲を持てるということで考慮していただきたいと思っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。一番最初に議員の身分のお話がありましたけれども、会議にご参加になっていただいている、いろんな考え方というのはお分かりになっていたと思います。最終的には2号委員の方がご自身の問題を真摯にご議論なさって方向を決めていただきました。今、木下さんがご披露になったお考えは私も一杯聞いております。日本の中で、本当に公共団体のこれからのあり方を考えて、いい議論を2号委員の方はなさってくださいとこんなふうには感謝しております。それから、期日の問題はご所見にもありましたけれども、今日は前回3つの案を少し私案的にお出しをして、そこに久居のご意見やら、いろんなご意見をいただいて、その中で先ほど申し上げましたように、今日は1つの案にしてご提案申し上げまして、今度一杯皆さんの意見を伺っていただいて、そして、私自身も皆さんのご意見を伺って視野を広くしたいと思いますけれども、そんなふうにして、それぞれが、自分の団体でもう一度意見をまとめて、そして次の時に、こういうことでございますので、一杯いろいろと伺っていますけれども、今日決めるというつもりではございません。それから、職員の給与の問題につきましては、少し幹事長がご説明申し上げましたけれども、今木下さんのお話に何か少しポイントを絞ってお話することがあれば、してください。

幹 事 長 はい。いろいろご意見いただきましてありがとうございます。先ほど申し上げましたように、具体的な調整内容、また今後整え次第協議報告させていただくこととしておりますので、いただいた意見を踏まえまして、検討させていただきます。引き上

げばかりが気になるということでしたけれども、場合によっては当然引き下げということも出てくるだろうと思っておりますので、お願いいたします。

会 長 皆さん、他にいかがでございましょうか。今、木下委員さんから3号委員さんのご意見をいただきましたけれども、次回にはまたご指名もさせていただいて、ご意見をお伺いをするやも知れませんが、是非いろんな考え方をお聞きいただきまして、その時にはっきりしたご所見を伺いたい、こんなふうに思います。何か今のうちにご意見を拝聴しておかなければということがありましたら、お伺いをいたしますが、はい、前山さん。

前山委員 一言申し上げたいと思うのですが、先ほどほとんどの考え方は水谷委員さんからおっしゃっていただきましたので、一言だけ申し上げたいと思います。折角ここまで、この10の市町村が一緒にやっていると、こういうことで心を合わせてきたわけがあります。このことが港で船が終わるということをしなないという皆の常識を、やっぱり、はっきりしなければならん、こういうふうに思っておりますので、このことだけ一言申し上げたいと思います。

会 長 ありがとうございます。それじゃ、はい、どうぞ。

八太委員 はい、ありがとうございます。久居市ですが、近藤市長から最後にうまくまとめていただいて、17年の4月1日だけじゃなくて、1回諮ってこいとこれを基本にして諮ってこいと、こういう温かいお言葉をいただいたというふうに感謝をいたしております。これからも、よろしくご配慮いただければありがたいと存じます。ありがとうございます。

会 長 それでは、3時半になりました。そろそろ会議の緊張の限界になったと思っておりますので、このくらいにさせていただきたいと思っております。それで、まだちょっと残っておりますので、少しお付き合いをください。じゃ、事務局。

5 津地区合併協議会合併協定書について

事務局長 合併協定書について説明いたします。合併協定書につきましては、協議会におきまして、確認をいただきました協定項目または協議会協議項目等を基本として、協定書にまとめさせていただいたものでございます。協定書をまとめるにあたりましては、各協定項目や専門部会単位で項目設定などにも差異がございまして、表現など不揃いであった部分もございましたことから、協議会等でご確認いただいている調整内容等の趣旨を変えることをしないことを大原則として、できる限り原文を変えないことに留意しながら、表現などの統一を図らせていただきました。例えば、現行のまま、現行どおり等の表現が混在していましたことから、現行のとおりで全てを統一する。また、時期をお示しする語句等の取り扱いを統一するなど、基本的なルールを設け、それに従い、統一に努めさせていただいたものでございます。はじめに、申し上げましたように、表現の統一に係りましては、協議会等でご確認をいただいている調整内容等の趣旨を変えることのしないという点に最大の留意を行っております。なお、本日確認された項目及び提案した項目につきましては、それぞれ、本日お示した内容記載しております。後ほど確認された内容にあわせ記述していきたいと思っております。時間の制限もございますので、この場で、協定書を読むということはさけますけれども、各委員さんにおかれまして、お持ち帰りいただき、また各市町村、各議会の皆様方にもご熟読していただきたいと思っております。それから、16ページに見ていただきますと、合併協定書の調印でございまして、津地区合併協議会の10市町村長による調印に加えまして、2号委員さん、3号委員さんの皆さんに、立会人としてご署名をいただきたいとそうように考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会 長 合併協定書についてご説明を申し上げました。まだ内容で と書いてあるのがご

ざいますので、こんなのを詰めてから協定書案を出すべきではないかというお話もあるかもしれませんが、どうぞ、もうそんなことをおっしゃらずに、1つずつ詰められるものは詰めていくということで、ご協力をいただきたいと思います。いいですか。以上で、はい。ありがとうございました。随分と時間を費やしましたが、申し訳ございません。お忙しいところ本当にありがとうございました。全体のいろんな皆さんのお考えというのは、熱心にお聞きをいただき、おつかみになっていただいたと思います。どうぞ、いい議論をそれぞれの団体、それぞれの皆さんでしていただきまして、次回この合併がスムーズに進みます方向での結果を会長の私としては切にお願いをしたいと思います。どうも今日はありがとうございました。お礼を申し上げます。

平成 16 年 7 月 12 日

署名委員 1号委員 香良洲町長

鈴木 一 司 印

2号委員 白山町議会市町村合併特別委員会委員長

天花寺 勇 印

3号委員 久居商工会議所女性部会長

織田 深 雪 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。